

別添資料

- 1 公的職業訓練周知用リーフレット・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からの
主なご意見・ご要望に対する回答(令和5年度下半期分)・・・P.3
- 3 「人材開発支援策」のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・P.9
- 4 あなたのスキルアップやキャリア形成を応援します！・・・・P.17
- 5 教育訓練給付制度(講座指定申請勧奨用リーフレット)・・・P.21
- 6 キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」
周知用リーフレット・・・・・・・・・・・・・・・・P.23
- 7 奈良県立高等技術専門校職業訓練生募集案内(令和7年
4月入校)



©ハロトレくん

新しいスタート
あなたの学びを全力でサポート

ハロートレーニング

ハロートレーニングは公的な職業訓練制度の愛称です



受講料は無料

新しい分野へのゼロからの挑戦や
スキルアップを目指す方も大歓迎



えらべる訓練コース

パソコンの基本操作やWEBデザイン、
医療事務、ものづくりに至るまで
介護などの資格取得が可能なコースもある



就職活動をサポート

訓練中でも就職活動をハローワークがバックアップ
就職が決まりやすく、定着しやすい



託児施設も利用できる

託児所つき訓練コース多数
訓練中の託児利用料は無料
※食事、おやつ、オムツ等については実費負担が必要

厚生労働省

奈良労働局
ハローワーク

お問合せはお住まい管轄のハローワークまで



問合せは
こちら



ハロートレーニング
詳しくはこちら

※画像は全てイメージです

受講生からのメッセージ



初めての経験で、転職することへの勇気もてました。違う環境で生きてきた人たちの話を聞いて刺激を受け、とても楽しかったです。

(事務系訓練受講)



職業訓練を悩んでいる人がいればやってみたほうがいい。したいことをやって損することはないと思う。

(WEBデザイン系
訓練受講)



職業訓練の受講を迷っている人へ迷っているというのは気になっているということ。迷うならやってみれば。

(介護系訓練受講)



解りやすい授業で親身になって話を聞いて相談に乗って下さったりと、とても有意義な時間を過ごすことができ、感謝でいっぱいです。まだまだ世間に知れ渡っていない制度だと思うので、沢山の方に知っていただきたいと思います。

(事務系訓練受講)



こういう訓練があることを知らなかったので、一步踏み出す時は勇気がいりましたが、いざ受講してみるとこれからの人生において、自分にとってはとても重要な時間となりました。

(事務系訓練受講)

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望を聴取する仕組み

1 目的

公的職業訓練（ハロートレーニング）の効果的な実施を図るため、ハロートレーニングを実施している民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望を聴取することを目的とする。

2 スキーム

厚生労働省HP（ハロートレーニングページ）にご意見・ご要望送信フォームを開設



ご意見・ご要望受付（随時）



公表（6か月ごと）

<対象>

- ①現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施している訓練機関（法人）
- ②現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施していないが、今年度または前年度に当該公共職業訓練または求職者支援訓練を実施したことのある訓練機関（法人）

内容：ハロートレーニングの運営や事務手続等に関するご意見・ご要望

- 寄せられたご意見・ご要望は可能な限り対応に努めますが、対応できない場合や対応に時間がかかる場合があります。
- 対応結果については、半年に一度HP上に公表します。公表内容は、ご意見・ご要望内容の要旨および対応結果とします。
※検討した結果、「対応困難である」という結果もあり得ることを御了知おきください。
- 個々の訓練機関には対応結果を返信いたしません。
- HPに公表した対応結果は、中央職業能力開発促進協議会にも報告します。

3 周知

都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）を通じて訓練機関に対し個別に周知（あわせて関係団体にも周知）

4 受付開始時期

令和5年5月



ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）

・件数 14件

※件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウントしております。

※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。

・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	訓練共通	委託費等（公共職業訓練（委託訓練）における訓練実施経費、求職者支援訓練における認定職業訓練実施基本奨励金）の単価を上げてほしい。	訓練コースの質・量の確保のため、令和7年度予算概算要求において、公共職業訓練（委託訓練）の知識等習得コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価について1人当たり月3,000円の引き上げを盛り込んでいます。
2	訓練共通	キャリアコンサルティングを必須とする理由を教えてください。 ハローワークにもキャリアコンサルタントが配置されているため、ハローワークで実施すればよいのではないかと。	産業構造の変化、技術革新の進展等が進む中において、労働者が主体的に職業生活設計や職業能力の開発及びその向上を行うためには、キャリアコンサルタントによる相談等の援助を行うことが効果的です。訓練受講者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる環境整備を図るため、その必要性について公共職業訓練（委託訓練）では職業能力開発法第23条第4項にキャリアコンサルタントによる相談の機会の確保を規定し、求職者支援訓練では求職者支援法施行規則第2条第14号に訓練の認定要件としてキャリアコンサルティングの実施を規定しているところです。ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
3	訓練共通	委託費等（公共職業訓練（委託訓練）における訓練実施経費、求職者支援訓練における認定職業訓練実施基本奨励金）の支給について「1人1月当たり」でなく、「1コース当たり」での支給としてほしい。	委託訓練及び求職者支援訓練は、効果的な職業訓練の実施により、多くの受講者に技能習得を確保していただくことを目的に実施しているものであるため、委託費及び認定職業訓練実施奨励金は訓練実績（訓練生の数）に応じて支給することとしております。ご理解いただきますようお願いいたします。
4	受講あっせん関係	受講申込書に受講希望者のメールアドレスを記入する欄を設けてほしい。	今年度より、申込者本人が訓練実施施設との連絡方法についてメールを希望する場合には、受講申込書（様式C-1）（第1面）の欄外に本人のメールアドレスを記載することとしております。
5	受講あっせん関係	ハローワークによる就職支援計画書の作成が遅いことがあるため、早期作成をお願いしたい。	訓練開始日の前日以前にも就職支援計画書の作成を行うことは可能としていますので、ハローワークと適宜調整していただきますようお願いいたします。
6	受講あっせん関係	訓練募集案内を訓練校から必要部数印刷の上各ハローワークへ郵送しているが、各ハローワークで印刷してもらいたい。	開講する訓練コースも多いため、ハローワークで個別に印刷を行うことは困難であること、また印刷にかかる予算の措置等も必要となることから、引き続き訓練校で印刷し送付していただきますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
7	受講あっせん関係	訓練コースを必ず開講できるよう、応募者をしっかり確保してほしい。	引き続き、ハローワークにおける制度の一層の周知に努めます。また、都道府県の実施する委託訓練については、開講時期の柔軟化等、応募・受講しやすくする対応の検討を都道府県に依頼しております。
8	受講あっせん関係	ハローワークから送信される求職者の緊要度に関する資料について、PDFで送信される場合やExcelで送信される場合があり統一されていないため、事務処理の効率化の観点からPDFで送信することで統一してほしい。	ご意見を踏まえ、ファイル形式を統一する方向で検討します。
9	受講あっせん関係	訓練受講予定者について、訓練受講の辞退申請ができる期限を設定してほしい。	疾病等による突発的な事象等により辞退するケースもあることから一義的に辞退可能日数等設けることは困難です。なお、受講申込者が正当な理由なく職業訓練の受講を拒否した場合には、以後一定期間、職業訓練を受講することができなくなる等の措置を講じております。
10	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の対象となる「就職支援経費就職率」が60%以上又は80%以上となっているが、本要件を緩和できないか（「4か月以上・週20H以上の労働時間」という就職の定義を撤廃する、就職しないことに一定の理由がある場合は分母から除外するなどの要件緩和も含む）。	一定水準以上の雇用期間を要件としていることや就職率に応じた委託費等の上乗せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としております。ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
11	公共職業訓練（委託訓練）	就職状況報告について、訓練生記載書類及び就職先事業所記載書類に加え、都道府県より確認の連絡が入るといふ事務スキームとなっているが、多すぎる書面と非効率な確認方法は撤廃すべきである。	事務手続きの効率化は重要と考えますが、ご指摘については公的職業訓練の適正な運用を確保するために必要な事務であることについて、ご理解いただきますようお願いします。
12	公共職業訓練（委託訓練）	都道府県に寄せられる、訓練の運営に関する受講生からの意見や苦情等について、当該意見のみを聞き入れるのではなく、他訓練生や訓練実施機関の意見も聴取した上で対応方針を決定してほしい。	いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。
13	公共職業訓練（委託訓練）	訓練終了後の清掃（約10分～15分）を当番制で訓練生にお願いしているところ、「清掃は職業訓練では無いので実施不可」と都道府県からの連絡があった。清掃は訓練生にとって大切な訓練の一環と考えるため、実施を認めてほしい。 また、同一都道府県内の他の訓練機関では清掃を実施している実態もあり、県内の取扱いを統一してほしい。	いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。
14	公共職業訓練（委託訓練）	就職の際に試用期間がある場合、労働条件通知書に記載される契約期間が事業所により異なる。例えば、求人票の内容が「契約期間1年、契約更新の可能性あり、試用期間3か月」の場合に、労働条件通知書が「契約期間3か月、契約更新の可能性あり」となっているケースがあった。同じ条件で就職したにもかかわらず労働条件通知書の記載が事業所によって様々であるため、就職支援経費の支給に公平性ないことから、改善してほしい。	就職支援経費は求人票の内容ではなく、実際の雇用契約の条件に基づき支給しており、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としていることから、一定水準以上の雇用期間を要件としております。ご理解いただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
15	求職者支援訓練	訓練終了後の提出書類の期限に余裕を持たせてほしい。	訓練終了後に機構支部に提出を求めている書類の提出期限については、訓練実施機関の負担や、求職者支援訓練の適正な実施のために必要な期間等を考慮した上で設定しているものであるため、ご理解いただきますようお願いします。
16	求職者支援訓練	認定申請の際、年度が変わるたびに全ての書類を揃えて提出しないといけないため、様式17で省略できるよう改善してほしい。	ご指摘の点について検討いたしました。同一年度内の書類の提出を省略可能としている現状においても、翌年度提出した際に不備があるケース（運営拠点である賃貸借契約書の契約期限が切れている、サービスガイドライン自己診断表の有効期限が切れている等）が散見されているところであるため、さらに年度を超えて提出書類を省略することは困難です。ご理解いただきますようお願いします。
17	求職者支援訓練	訓練時間が正午をまたぐ場合であっても、午後に1時間しか訓練時間がない場合は昼食の時間を確保しなくても良いこととしてほしい。	ご意見を踏まえ、今後の取扱いについて検討します。
18	求職者支援訓練	6ヶ月の訓練コースを実施した場合、3ヶ月ごとに認定職業訓練実施基本奨励金を申請している。前半3ヶ月の出席率が100%であった場合、後半3ヶ月の出席率が各月80%未満でも、合計80%を超える出席率で修了要件を満たすことができるにもかかわらず、後半3ヶ月の基本奨励金は各月80%を切っているため、支給を受けることができない。 6ヶ月まとめて申請した場合は全期間分の基本奨励金を受給できるのに、3ヶ月ごとに申請した場合は3ヶ月分しか受給できないことになるため、改善してほしい。	ご意見を踏まえ、どのような取扱いが適切か検討します。

人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

令和6年9月1日改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	→	生産性向上人材育成支援センター 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設 での訓練	→	都道府県が実施する訓練 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2 ~3
	講師派遣	→	ものづくりマイスターなど	P.3
従業員の キャリア形成 を促したい	会社で 基盤を整備	→	職業能力検定認定制度	P.3
		→	職業能力評価基準	P.4
	従業員 自ら活用	→	キャリア形成・リスキング推進事業 キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5
		→	教育訓練給付金	P.6
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい	→	ユースエール認定制度	P.6	
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい	→	人材開発支援助成金	P.7 ~8	

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事

ハロトレくん



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、 営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、 倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多いです。

訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課



都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、自動車整備科 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な熟練技能者（ものづくりマイスター）を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行います

対象職種	製造系職種：製造・建設技能111職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など） IT系職種：Webデザイン等IT系5職種
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作 など



受講者の声

- ・普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。
作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- ・これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ

各都道府県地域技能振興コーナー
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



職業能力検定認定制度 （団体等検定制 度・社内検定認定制度）

キャリア形成

新たに「団体等検定制 度」を創設しました！

従来の社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。一方、団体等検定制 度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。本制度を人材開発のためにご活用ください。

【ロゴマーク】



団体等検定

認定社内検定

認定の効果

- ・ロゴマークを使って対外的にアピールもできます。
- ・職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献等の効果が期待できます。



お問い合わせ

団体等検定のウェブサイトをご覧ください

団体等検定制 度

検索

職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

OJTコミュニケーションシート

本人所属 ○○○○ 本人氏名 ○○○○
 職種・機材 機械設備 レベル1 レベル2 評価者氏名 ●●●●
 評価期間 年 月 日 年 月 日

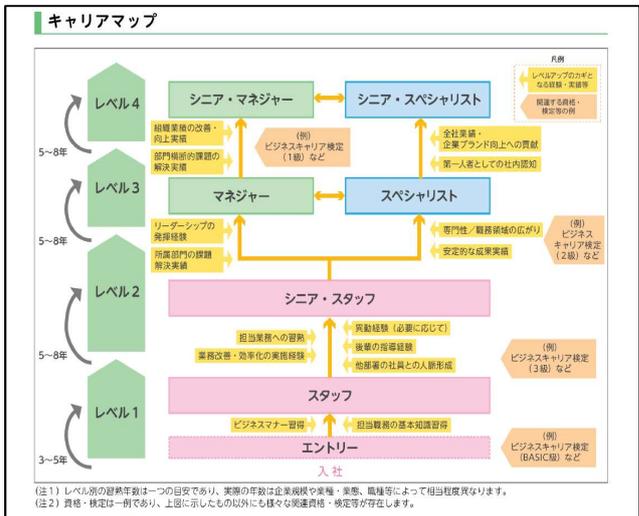
スキルレベルチェックグラフ

スキルアップ上の課題
 「環境に配慮した業務の遂行」において、特に「環境問題に関する知識・技術の習得」について、自社の環境方針を理解しておらず、また自身の業務が環境に与える影響などの理解が十分ではない。

スキルアップ目標
 「空気環境測定」のうち「環境問題に関する知識・技術の習得」について

スキルアップのための活動計画
 ・全社の環境方針マニュアルを読み込み、○月に全社で行なう社内勉強会に参加する。

実績
 ・「環境問題に関する社内勉強会」に○月に参加し、環境に関する知見を収集・蓄積した。・勉強会への参加を通じて、自身の知識レベルを高めるだけでなく、部下に対しての指導・育成を行っている姿も見られた。



2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ

職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準 検索



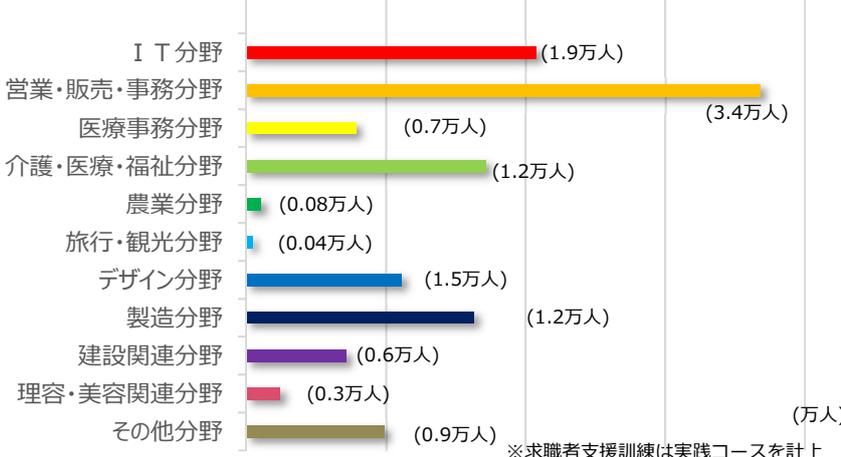
求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。



このうち、離職者向けの訓練について、令和4年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約10.2万人、求職者支援訓練の受講者数は約4.0万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニングを受講者した方の採用をご検討ください。

離職者向けハロートレーニング受講者数（分野別/令和4年度）



企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスキリング支援を行います。

このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスキリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.7参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

キャリア形成・リスキリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを申し込み、受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるという効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

- ・効果的な人材育成

ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

- ・採用活動

ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。

また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.7参照）。



マイジョブ・カード <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ

キャリア形成・リスキリング推進事業のウェブサイトをご覧ください
<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

キャリア形成・リスキリング支援センター

検索



自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	<p>雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合</p> <p>※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。</p>
支給額	<p>一般教育訓練</p> <p>従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p>
	<p>特定一般教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円）</p> <p>② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付</p> <p>①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額(上限25万円) 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。</p>
	<p>専門実践教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円）</p> <p>② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</p> <p>③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付</p> <p>①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額 （年間上限64万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大256万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者でかつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。</p>

■ 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.7参照）。

■ 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトを確認できます。

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせ

ハローワーク

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！



認定マーク

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

お問い合わせ
申請書類提出先

都道府県労働局・ハローワーク
認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください

若者雇用促進総合サイト

検索



事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

<人材育成支援コース>

○ 人材育成訓練

10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。

○ 認定実習併用職業訓練

新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

<教育訓練休暇等付与コース>

○ 教育訓練休暇制度

3年間に5日以上取得が可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

<人への投資促進コース>

○ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

○ 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

○ 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

○ 長期教育訓練休暇制度

30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

○ 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

<事業展開等リスキリング支援コース>

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額の加算を行っています。

詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外					
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1		
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用: 45(30)% 非正規雇用: 60% 正社員化: 70%	760(380) 円/時・人	—	正規雇用: 60(45)% 非正規雇用: 75% 正社員化: 100%	960(480) 円/時・人	—
	認定実習併用職業訓練※2	45(30)%		20(11) 万円/人	60(45)%		25(14) 万円/人
	有期実習型訓練※3	60% 正社員化: 70%	10(9) 万円/人	75% 正社員化: 100%	13(12) 万円/人		
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度	30万円※4	—	—	36万円※4	—	—
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480) 円/時・人	—	—	—
		成長分野	75%	960円 /時・人※5	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	60(45)%	760(380) 円/時・人	20(11) 万円/人	75(60)%	960(480) 円/時・人	25(14) 万円/人
	定額制訓練	60(45)%	—	—	75(60)%	—	—
	自発的職業能力開発訓練	45%	—	—	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務等制度	長期休暇	20万円※4	960 (760)円/ 時・人※6	—	24万円※4	—(960)円 /時・人※6
短時間勤務等		20万円※4	—	—	24万円※4	—	—
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480) 円/時・人	—	—	—	—

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

※2 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練。

※3 有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練。

※4 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。

※5 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。

※6 有給による休暇を取得した場合に対象。

お問い合わせ

都道府県労働局

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索



あなたのスキルアップや キャリア形成を支援します！

[令和6年9月1日版]

SKILL
UP ↑

厚生労働省では、働いている方やこれから働こうとしている方が、スキルアップやキャリア形成をしていくための支援策を用意しています。ぜひご活用ください。

働きながら スキルアップしたい	教育訓練給付金 給付金 自ら費用負担した受講費用の一部（最大80%）を支給します	P. 2
	ハートトレーニング（在職者訓練） 実践的 業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための訓練を受講できます	
	求職者支援制度 就職支援 雇用保険に加入していない方が、働きながら訓練を受けることができます	
自身のキャリア を見直したい	キャリア形成・リスキリング推進事業 オンライン対応 専門家に、今後のキャリア形成などを無料で相談できます	P. 3
	ジョブ・カード キャリアの棚卸し キャリア・プランや自分の能力・強みなどを整理できます	
	job tag（職業情報提供サイト） 適職探索 就きたい職業に必要なスキルや自分の適職が分かります	
就職・転職 をしたい	ハローワーク 窓口相談 転職や再就職の相談ができます 希望に応じた仕事を探することができます	P. 4
離職したときには	ハートトレーニング（離職者訓練、求職者支援訓練） 無料 雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、 無料で職業訓練を受講できます	

教育訓練給付金 給付金

詳しい情報は[こちらから](#)

- 指定の教育訓練を修了した方に訓練受講費用の20～80%※1を支給します
- 対象講座は約1.6万件
- 在職中or離職して1年以内の方※2が対象

※1：専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練があり、それぞれ支給割合等が異なります。年間最大64万円まで（2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の最大70%（年間最大56万円）を支給）。80%の支給を受けるには、専門実践教育訓練受講→資格取得等・就職→訓練前後での5%以上の賃金上昇といった要件を満たすこと等が必要です（講座ごとの支給率や上限額は、別途ご確認ください）。

※2：初回受講は1～2年以上、2回目以降の受講は3年以上の雇用保険の加入期間が必要です。詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

活用例 ※上段は特定一般教育訓練、下段は専門実践教育訓練の例

<p>現場でのスキルアップ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型2種自動車免許取得講座を受講 ・入学料、受講料合わせて20万円の支払い <p>↓</p> <p>事前に受給要件を確認し、訓練修了後、申請。8万円（40%）が一括で支給。</p>
<p>看護師を目指す</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の専門学校に入学し、3年間通学。 ・入学料、受講料合わせて3年で180万円。 <p>↓</p> <p>事前に受給要件を確認し、申請。15万円が半年ごとに支給（計90万円（50%））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、資格を取得し1年以内に再就職。 <p>↓</p> <p>20%分の36万円が追加支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、訓練受講後に5%以上賃金上昇。 <p>↓</p> <p>10%分の18万円が追加支給。</p>

【お問い合わせ】ハローワーク 対象講座は

ハロートレーニング（在職者訓練） 実践的

詳しい情報は[こちらから](#)

- 主に中小企業に勤める方々が、従事されている業務に必要な専門知識及び技能や技術の向上を図るための訓練を受講できます。
- 訓練期間は2～5日間程度

※お申し込みは事業主の方を通じて行っていただく場合があります。

訓練コースは



求職者支援制度 就職支援

詳しい情報は[こちらから](#)

- 再就職、転職、働きながらスキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できます。
- 訓練期間は2～6か月、月80時間以上

制度活用の主な要件	
訓練受講の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ハローワークに求職の申込みをしていること ■雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ■労働の意思と能力があること ■職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
給付金の支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ■本人収入が月8万円以下 ■世帯全体の収入が月30万円以下 ■世帯全体の金融資産が300万円以下 ■訓練実施日全てに出席する。やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合でも8割以上出席する。 <p>※給付金が受けられなくても、交通費（通所手当）のみ受給することができる場合もあります。</p>

【お問い合わせ】ハローワーク 受講条件・訓練コースは

- 働いている方は今後の仕事の方向性などについて専門家（キャリアコンサルタント）に無料で相談できます
- 1回60分（予約制）Web相談対応

こんな方にお勧めです

- ・今の仕事や将来のキャリアに不安を感じている方
- ・新たにスキルを身に付けたい方
- ・再就職にお悩みの方



キャリアのご相談は [キャリア形成・リスキング推進事業](#) [検索](#)

ジョブ・カード キャリアの棚卸し

詳しい情報は[こちらから](#)

- ジョブ・カードで、自分の能力や強みを整理しましょう
たとえば…
 - ・これまでの仕事・学んだこと・職業訓練・免許・資格
- 今後の目標を考えたり、求職活動での自己PRに役立ちます



ジョブ・カードの作成方法

- ①ご自身でオンラインから
→ [「マイジョブ・カード」](#) からオンライン上で作成



- ②キャリアコンサルタントと相談しながら
→キャリア形成・リスキング相談コーナーで作成

ご自身のキャリアの振り返りに [ジョブ・カード](#) [検索](#)

job tag (職業情報提供サイト)

適職探索

詳しい情報は[こちらから](#)

- 500種類以上の職業からさまざまな検索機能を使って興味のある職業を調べることができます
- 興味や価値観などからあなたに向いている職業を探索
- 仕事の内容、必要なスキル、就業経路、労働条件など、その職業に関するさまざまな情報を確認できます

仕事について調べるなら [じよぶたぐ](#) [検索](#)



job tagの詳しい使い方は[こちらから](#)



- 全国544か所のハローワークで、就職・転職に関する相談ができます。最寄りのハローワークへご相談ください（無料・予約不要）
- ハローワークには年間約1000万件の求人が寄せられているので、相談しながらご自身にあった仕事を探すことができます
- 以下のような専門的な相談ができる施設・窓口もあります



子育てと仕事を両立したい方向け 「マザーズハローワーク」

「マザーズハローワーク」や、ハローワーク内の「マザーズコーナー」では、お子さま連れでも利用しやすい環境を整備し、子育てしながら就職活動を行う方をきめ細かく支援しています。



正社員を目指す若者（おおむね35歳未満の方）向け 「わかものハローワーク」

「わかものハローワーク」や、ハローワーク内に設置された「わかもの支援コーナー・窓口」では、専門の職員である就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に合わせた正社員就職に向けた個別支援を行います。



障害がある求職者の方向け 「障害者関連窓口」

全国のハローワークでは、障害のある方向けに、障害の特性を踏まえた専門的な相談を実施する窓口を設置しています。応募書類の作成支援や面接指導も行います。



【お問い合わせ】ハローワーク 最寄りのハローワークは



ハローワークの就職支援の詳しい内容は[こちらから](#)



ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

無料

詳しい情報は[こちらから](#)

- 再就職を目指す方が、雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料（テキスト代等除く）で、職業訓練（離職者訓練、求職者支援訓練）を受講できます。
- 訓練期間は概ね2か月～2年間

※お申し込みは、住所地を管轄するハローワークにお越しの上、ご相談ください。

**あなたのしごと探しに、
役立つスキルを。**

ハロートレーニング

< 離職者訓練・求職者支援訓練 >

受講料は無料

※一部テキスト代等は有料

雇用保険を受給しながら受講可能	月額10万円の給付金を支給 <small>（支給要件あり）</small>
離職者訓練	求職者支援訓練

厚生労働省

[くわしくはコチラ](#)

【お問い合わせ】ハローワーク 受講の条件・訓練コースは

教育訓練機関のみなさま

対象講座として指定を受ければ、講座の魅力はさらにアップ!

教育訓練給付制度

受講希望者の増加が期待できます。
ぜひ、厚生労働省への
講座指定申請をご検討ください。

指定講座の修了者に、
受講費用の最大80~20%^{*1}が
雇用保険から支給される制度です。

*1 2024年9月までに開講する講座は最大70%~20%を支給

キャリア+

スキルン

指定講座は、訓練機関にも受講生にもメリットがたくさん!

メリット①

費用負担が
軽減され
受講しやすい
講座に!

受講費用の一部が
支給されるから、教育訓練給付
の指定講座を
受講した方が
お得ね♡



メリット②

指定された講座は
厚生労働大臣指定
教育訓練講座
検索システムに掲載!
全国の受講希望者に
見つけてもらえます。

再就職に役立つ
資格の講座を
検索サイトで
見つけることが
できました。



メリット③

厚生労働大臣の
指定講座として
広告が可能!

資格取得率や
就職率といった
基準を満たして
厚生労働大臣から
指定を受けている
講座だから、信頼
できるってことだね!



講座指定申請の受付は4月と10月の年2回です。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。(裏面参照)

さまざまな分野で、約16,000講座が 教育訓練給付の指定講座となっています。

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

- ◇大型自動車第一種・第二種免許 ●●
- ◇中型自動車第一種・第二種免許 ●●
- ◇大型特殊自動車免許 ●●
- ◇フォークリフト運転技能講習 ●●
- ◇けん引免許 ●●
- ◇一等無人航空機操縦士 ●●他

情報関係

- ◇第四次産業革命スキル習得講座 ●
- ◇ITSSレベル2の資格取得を目指す講座 ●●
- ◇ITパスポート ●
- ◇Webクリエイター ●
- ◇CAD利用技術者 ● 他

専門的サービス関係

- ◇キャリアコンサルタント ●●●
- ◇社会保険労務士 ●●
- ◇ファイナンシャル・プランニング技能検定 ●●
- ◇税理士 ●●
- ◇中小企業診断士 ●● 他

事務関係

- ◇Microsoft Office Specialist ●
- ◇簿記検定(日商簿記) ●
- ◇実用英語技能検定(英検) ●
- ◇TOEIC、TOEFL iBT、IELTS ●
- ◇登録日本語教員 ●● 他

医療・社会福祉・保健衛生関係

- ◇介護福祉士 ●●●
- ◇社会福祉士 ●●●
- ◇保育士 ●●●
- ◇看護師・准看護師 ●●●
- ◇はり師 ●●●
- ◇美容師 ●●● 他

営業・販売関係

- ◇調理師 ●●●
- ◇宅地建物取引士 ●●●
- ◇インテリアコーディネーター ●
- ◇パーソナルカラーリスト検定 ●
- ◇国内旅行業務取扱管理者 ● 他

技術・製造関係

- ◇測量士補 ●●●
- ◇電気工事士 ●●●
- ◇自動車整備士 ●●●
- ◇建築士 ●●
- ◇技術士 ●●
- ◇製菓衛生師 ●● 他

大学・専門学校等の講座関係

- ◇職業実践専門課程 ●
- ◇職業実践力育成プログラム ●●
- ◇キャリア形成促進プログラム ●●
- ◇専門職学位 ●
- ◇修士・博士 ● 他

●●● 専門実践教育訓練給付 ●● 特定一般教育訓練給付 ● 一般教育訓練給付

教育訓練給付の講座指定を受けるまでの流れ



対象となる講座は、そのレベルなどに応じて3種類

講座指定の手続きなど、詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の80%^{※2}
[年間上限 64万円]を受講者に支給

専門実践 申請手続 検索

特定一般教育訓練給付

最大で受講費用の50%^{※3}
[上限 25万円]を受講者に支給

特定一般 申請手続 検索

一般教育訓練給付

受講費用の20%
[上限 10万円]を受講者に支給

一般教育訓練 申請手続 検索

※2 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給 ※3 2024年9月までに開講する講座は受講費用の40% (上限20万円)を支給

教育訓練の受講希望者向け
厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

教育訓練給付 講座検索 検索



キャリアアップ助成金

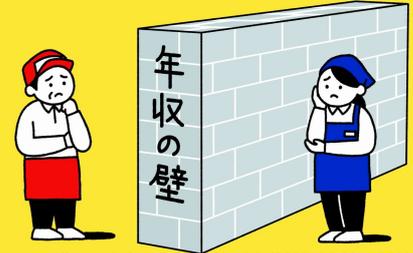
年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取り組みが助成対象になります。

【注意】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
 ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> パート従業員全員 (40人) の時給を**5%UP** (例: 1,000円→1,050円) させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ
 - ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ
- ▶ **賃金規定等改定コース**
 キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金については、奈良労働局助成金センター（0742-35-6336）までお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



新しい自分を“ここ”で見つける!

～この場所で、個々に～

職業訓練生募集案内

【令和7年4月入校 期間1年】



高等技術専門校とはどんなところ？

- ・就職したいけど、スキルがない
 - ・転職したいけど、不安
 - ・資格を取得して、仕事に活かしたい
- そんなあなたを支援します!!



ITシステム科

家具工芸科

建築科

設備・建物管理科

服飾ビジネス科

オフィスビジネス科

造園技術科

ワークチャレンジ科



《 目 次 》

科目案内.....1

ITシステム科、家具工芸科、建築科、設備・建物管理科
服飾ビジネス科、オフィスビジネス科、造園技術科
(ワークチャレンジ科を除く各科)

各科紹介.....5
応募の流れ.....10

ワークチャレンジ科(知的障がいのある方を対象とした科)
ワークチャレンジ科紹介.....8
応募要領.....14

行事やセミナー、修了生の活動紹介.....3、4、16

中綴じ：入校選考応募書類



どんなことが身に付くの？

1 科目案内 全科 4 月入校 訓練期間 1 年 各科定員 20 名

プログラミングや Web システム開発などの IT 技術を学習、資格取得にチャレンジして、IT 関連エンジニアや、実務経験がある業種の DX 担当になりたい。IT を活用して仕事と家庭の両立を図りたい。

```
function quickSort(arr) {  
  if (arr.length <= 1) return arr  
  
  let pivot = arr[Math.floor(arr.length / 2)]  
  let left = arr.filter(x => x < pivot)  
  let right = arr.filter(x => x > pivot)  
  return [...quickSort(left), pivot, ...quickSort(right)]  
}
```



→ IT システム科

P5参照

木材に関する知識と手道具や木工機械の基本的な扱い方を身に付けて、ものづくりの仕事がしたい。木を扱う仕事に就きたい。



→ 家具工芸科

P5参照

建築に関する技能や知識を身に付け、安全・安心・快適な住環境を提供する仕事をしたい。

大工職人



建築士



現場監督



→ 建築科

P6参照

電気・空調・水道・ガス・消防・冷凍機等の設備の知識を身に付け建設現場などで安全確実な施工のできる人になりたい。商業施設・病院・官公庁等のビルメンテナンス（設備管理）で安全・快適な室内環境を提供する仕事に就きたい。



→ 設備・建物管理科

P6参照

目標とする将来像は？

縫製（工業用マシンやアイロン操作）、製図の基本的な知識を習得しアパレル縫製やリフォーム、リメイクなどマシンを使った仕事がしたい。
アパレル商品知識やアパレル販売学、色彩学の基本を身に付け、服飾業界で活躍したい。



→ 服飾ビジネス科

P7参照

簿記会計や原価計算の知識を身に付け、経理部門の専門職として働きたい。
パソコン操作技能を習得し、事務職全般で活躍したい。良識ある社会人として、ビジネスマナーを身に付けたい。



→ オフィスビジネス科

P7参照

作庭や樹木の剪定技術など造園の基礎知識と技能を身に付け、個人宅や公園、神社などの庭の設計・施工・管理で活躍できる造園技術者になりたい。

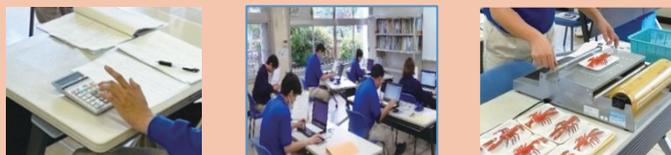


→ 造園技術科

P8参照

～知的障がいのある方対象～

自身の能力・適性を^{ちてきしょう}知り^{かたたいしょう}就労に必要な^{じしん}知識^{のうりよく}や^{てきせい}技術^し（^{しゅうろう}販売^{ひつよう}・^{ちしき}事務^{ぎじゅつ}・^{はんばい}物流^{じむ}・^{ぶつりゅう}ものづくり^{ぶつりゅう}など）を身に付け、自分に^{じぶん}合った^あ就労^{しゅうろう}やさらなる^{めざ}スキルアップ^{めざ}を目指したい。職業人としての^{しよくぎょうじん}自立^{じりつ}を目指したい。



ワークチャレンジ科
（販売実務科から科名変更）

P8参照

1年の訓練期間を生かし、一人ひとりの適性を共に考えます

資格取得

各分野で重視される
資格試験の実施及び対策指導

～資格はあなたの財産～

外部講師

業界専門家による講義

～多方面から訓練～

キャリアコンサルティング

個人面談による
適切な就職相談

～個々の長所を生かす～

セミナー

各種セミナーの開催

- ・面接指導
- ・自己分析
- ・労働契約 など

～就職に役立つ知識～

円滑な就職活動をサポート

各訓練科が長年培った
業界ネットワーク

事業所見学

～職場の雰囲気・現場
環境(実機)の見学～

職場実習

～実務を体験～

関係機関との連携

ハローワーク等関係部署との連携

～求人情報の動向をキャッチ!～

無料職業紹介所

一人ひとりにあった

求人情報の提供

～求人求職のマッチング～

専門校展への取組～訓練の成果を形に～



各分野で活躍する人材を目指し就職活動を支援します



奈良県高等技術専門校でフォークリフトの資格を取得し、製品をきっちりと積み込むことが出来るようになりました。
(販売実務科:令和3年度修了生)



リフォームでの電気設備工事など、女性の視点で施主様に提案しています。
(住宅設備科:令和3年度修了生)

活躍の様子

～あなたも、先輩に続きましょう～



<起業ネットワーク>
県内を中心に起業・独立した家具工芸科修了生のネットワーク



<緑友会>
造園技術科修了生で組織された団体。歴史ある奈良を中心に景観保全活動を実施しています。

起業支援

～夢を形に～

P16 参照

IT システム科

【高等学校卒業(見込み)の方等】

プログラミング、データベース、Web システム開発などの実習と、IT パスポート・基本情報技術者・Oracle 認定 Java プログラマー試験等の対策授業を行います。これらにより、将来、IT エンジニアとして活躍できる人材を育成します。また、IT はすべての業界で必要とされる技術です。IT 技術を学び直し、これまで従事した実務経験のある分野でデジタル化の担い手として再就職を目指す方もいます。

取得可能な資格

- ・ IT パスポート試験
- ・ 基本情報技術者試験
- ・ Oracle 認定 Java プログラマー (Bronze, Silver)
- ・ Web クリエイター能力認定試験エキスパート
- ・ AWS 認定クラウドプラクティショナー

職種

- ・ IT エンジニア、プログラマー (Java, PHP, JavaScript)
- ・ EC サイト運用担当者
- ・ 社内 SE など

業種

- ・ システム開発会社
- ・ Web 系開発会社
- ・ 一般企業の EC 部門
- ・ 一般企業や団体の IT 管理部門 など



指導員から一言

独学には限界があります。また、IT 業界に就職するには未経験者の壁もあります。クラスの仲間と一緒に学び、実力を付け、これらを乗り越えて就職しましょう。

修了生から一言

元々パソコンが苦手で不安でしたが、授業は IT の初歩やタイピングの練習から始まるので安心して学習できました。

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66395.htm>

家具工芸科

【高等学校卒業(見込み)の方等】

木工全般の技術を身に付ける実技訓練と、材料学や工作法、製品設計、安全衛生や経営学も学び、木工の専門家を育成するカリキュラムとなっています。職場実習などによって実際の仕事を体験し、この分野で働く意欲を高めていきます。修了生は日本各地の家具製造業、建具製造業及び木工に関係する業界へ就職しています。独立起業し活躍している修了生も多数います。



指導員から一言

木工に関わる業界で長年に渡って活躍されている先輩が多くおられます。中には、それまでの異業種での経験と木工を組み合わせることで起業されている方もおられます。自分の得意を知り新たな進路を見つけられるよう一杯指導します。

修了生から一言

徹底して手道具を研ぎました。今振り返ってみると、木工の基本を学べたのが良かったと感じています。同じ志を持つ年齢も経験も多様な訓練生同士が、真剣に学んだ一年は、本当に楽しかったです。

取得可能な資格

- ・ 技能講習 (フォークリフト運転)
- ・ 技能照査 (技能士補取得)
- ・ 2 級家具技能士 (訓練修了後、受検可能)
- ・ 2 級木製建具技能士 (訓練修了後、受検可能)

職種

- ・ 家具製造工
- ・ 建築製造工
- ・ 木製品製造工
- ・ 椅子貼り工
- ・ 家具修理工 など

業種

- ・ 家具建具製造会社
- ・ 店舗什器製造会社
- ・ 工務店
- ・ 地域おこし協力隊 など

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66418.htm>

建築科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

木造建築物の加工技術に欠かせない器具や木工機械の取り扱いをはじめ、模擬住宅の実習を通じて軸組工法、内装・外装仕上げ、リフォームの施工技術を学びます。あわせて2級建築士資格取得に必要な基本的知識を学び、幅広く建築全般にわたる人材育成と就職をサポートします。

取得可能な資格

- ・ 建築大工技能検定(2級、3級)
- ・ 2級建築士、木造建築士 ※
- ・ 技能講習(フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転)
- ・ 特別教育(小型車両系建設機械運転)、安全衛生教育(刈払機作業)
※ 訓練修了後、受験可能(高卒以上)

職種

- ・ 大工 ・ 建築施工監理 ・ 建築士 ・ 建築設計補助
- ・ CAD オペレーター など

業種

- ・ 建設業(建設会社、工務店、ハウスメーカー)
- ・ 建築設計 ・ 工事監理(建築設計事務所)
- ・ その他(リフォーム業、社寺) など



指導員から一言

建築業界は、思った以上に幅広い分野です。初めての方でも社会で生かせる技術・経験を身につけることができます。ぜひ、基礎から一緒に学びましょう。お待ちしております。

訓練生から一言

「建築の仕事に就きたい」その熱意があれば誰でも学ぶことができます。さらに在学中にとれる資格があって、履歴書に書けることが増えました。就職に有利になりそうです。卒業する頃にはどんな自分になっているか今から楽しみです。

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66419.htm>

設備・建物管理科

(住宅設備科・ビルメンテナンス科を統合)
【中学校卒業程度の学力を有する方】

建設現場などでの基本的な工事や施工管理について知識と技能を学ぶとともに、オフィスビルや商業ビル等の安全・快適な室内環境に必要とされる建築設備(電気、空調、冷凍機、給排水、消防設備など)の維持管理(ビルメンテナンス)まで幅広く訓練を行い、関連資格の取得を目指します。

取得可能な資格

- ・ 2級管工事施工管理技士補、第二種/第一種電気工事士
- ・ 危険物取扱者(乙種第4類)、第三種冷凍機械責任者
- ・ 二級ボイラー技士、消防設備士(6類など)
- ・ 技能講習(ガス溶接、フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転)
- ・ 特別教育(アーク溶接、小型車両系建設機械運転)
- ・ 安全衛生教育(刈払機作業)

職種

- ・ 電気・空調・上下水道・ガス工事など建設業関連
- ・ ビルメンテナンス ・ 消防設備工事、点検
- ・ 電気設備保守関連 など

(旧住宅設備科、ビルメンテナンス科実績より)



指導員から一言

ビルメンテナンス業界は職種転換を考えている方を対象とした求人も多く、関連資格を取得することで就職の可能性が高まります。県内外の管理現場の見学は学んだ知識を深めることができ、就職に活用できると思います。また設備施工も新3K「給与」「休暇」「希望」と建設業界も大きく変わってきています。私たちの生活基盤を支える仕事をしてみませんか。

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/67424.htm>

服飾ビジネス科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

工業用マシンでの縫製及び製図など、アパレル製造に必要な基本技能を習得します。また、色彩学、ファッションビジネス学、ファッション販売学では幅広い服飾ビジネスの世界で活躍するための専門的な知識を学習し、関連企業への就職を目指します。

取得可能な資格

- ・ 2級婦人子供服製造技能検定 (訓練修了後受検可能)
- ・ 色彩検定
- ・ ファッションビジネス能力検定
- ・ ファッション販売能力検定

職種

・ ミシンオペレーター ・アパレル販売員
・ アパレル生産管理 ・リフォーム関係スタッフ など

業種

・ アパレル製造会社 ・アパレル販売
・ 洋服のリフォーム店 など



指導員から一言

「物作りが好き」という事が既に才能です。初心者の方でも洋服作りについて基礎から学べるカリキュラムになっています。服飾ビジネス科で技術を磨き服飾業界への就職にチャレンジしてください。

訓練を受けた人から一言

経験がなくても「縫製の仕事がしたい」「起業したい」という思いがあれば技術は必ず身に付きます。服飾業界は奥深い世界でその分可能性が沢山あり面白いです。勇気を持って業界に飛び込んでみてください。

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66421.htm>

オフィスビジネス科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

事務職に必要な不可欠なパソコン操作技術はもちろん、実務で役立つ経理や会計の知識も習得できる科です。簿記3級で「はじめの一步」となる資格を取得し、簿記2級へとステップアップすることで就職への幅が広がります。これらの資格は生涯有効なので、出産・子育て後の再就職や転職を目指す方にも適しています。

取得可能な資格

- ・ 日商簿記検定・全経簿記検定 (2級・3級)
- ・ 税務会計 法人税法・消費税法 (2級・3級)
- ・ コンピュータサービス技能評価試験
ワープロ部門、表計算部門 (2級・3級)
- ・ 秘書検定 (2級・3級)
- ・ 計算実務能力検定 (3級)

職種

・ 事務系職種全般
(一般事務、総務事務、営業事務、経理事務 など)

業種

・ 会計事務所 ・税理士事務所 ・一般企業の事務部門



指導員から一言

実務に役立つパソコン操作技術に加え、簿記の有資格者は採用ニーズが安定しているため、就職や転職に有利に働きます。書類選考や企業面接でアピールできますので、多くの資格を取得し、希望する就職へと繋げてもらいたいです。

訓練生から一言

社会人になってこんなに学んだことはありませんでした。丁寧に分かりやすく教えていただいたので、多くの知識と技能を習得することができ、とても充実した1年間でした。

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66422.htm>

造園技術科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

造園技術科では、庭園設計、作庭、樹木の植栽や剪定、その他植物の保護管理等に関する基礎知識と技能を学びます。修了前には、訓練の成果として、庭園製作に取り組みます。

校外実習を組み入れ、経験を重ねることで、技能の向上を図っています。さらに、造園作業に必要な機械操作等の資格を取得することで、関連業種でも活躍できる人材を育成します。



指導員から一言

造園技術科には10代から60代の方が入校され、幅広い年齢層の方が造園業界で活躍しています。庭園づくりやその管理はやりがいがあります。健康で意欲があれば夢は叶います。皆さんの入校をお待ちしています。

訓練生から一言

庭園や自然が好きなことから入校しました。体力的にしんどい仕事ですが、自分が剪定した木の姿を見ると達成感があり、自然とふれあえる仕事です。造園技術科は和気あいあいとした環境で学べますのでみなさんに入校をお勧めします。

取得可能な資格

- ・ 2級造園技能検定（訓練修了後、受検可能）
- ・ 技能講習（フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転）
- ・ 特別教育（小型車両系建設機械運転、チェーンソー作業
高所作業車運転、フルハーネス型墜落制止用器具使用作業）
- ・ 安全衛生教育（刈払機作業） など

職種

・ 植木職人 ・ 庭園、植栽設計 ・ 庭園管理
・ 外構工事関連 など

業種

・ 造園会社 ・ 官公庁（学校含む） ・ 神社 ・ 名勝庭園
・ ホテル など

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66424.htm>

ワークチャレンジ科

（販売実務科から科名変更）

【知的障がいのある方】

「社会に出て働く」ということは、就労経験がある人でも不安に思うことです。どんな仕事があるのか、自分にはどんな仕事か合うのか、働いたとしてもその会社で長く働けるのか、といろいろ悩むと思います。ワークチャレンジ科ではそのような方に寄り添い、安定できるようにサポートします。実践的な訓練や社会生活のマナー、生活習慣の確立など、職業生活に向けた様々な支援を行います。



指導員から一言

一般就労に向けて楽しく面白く、そして厳しく訓練します。素敵な社会人になるために、いっしょにがんばりましょう！！

訓練を受けた人から一言

目標は、挨拶をしっかりとすること、語尾まで大きな声で話すことでした。私にとっては厳しい目標ではありましたが、意識して繰り返すことで、修了する頃にはきちんと出来るようになっていました。

取得可能な資格

- * パソコン検定（日本語ワープロ・表計算：日本情報処理検定協会）
- * 技能講習（フォークリフト運転） * 安全衛生教育（刈払機作業）

職種

・ 販売員 ・ 事務補助員 ・ 清掃作業員 ・ 介助補助員 など

業種

・ 小売店 ・ 企業の事務部門 ・ 製造業 ・ 清掃会社 など

詳しくはこちら！！



<https://www.pref.nara.jp/66425.htm>

2 必要な費用

受験料、入学金、受講料は「無料」です。

ただし、職業訓練に必要な実費(教科書、教材、職業訓練生総合保険、生徒手帳、作業服、実習用具、資格試験や講習会の手続き費用など)を負担していただきます。入校手続き日に「入校時自己負担金」として所定の金額を一括納付していただき、当校でお預かりのうえ、一括購入・支払いをします。

詳細は P13(ワークチャレンジ科は P15)をご覧ください。



3 職業訓練期間中における援護措置

(1) ハローワーク所長の受講指示を受けて入校された方については、雇用保険の失業給付期間が延長されるなどの援護措置が適用される場合があります。

この場合は、必ず応募前に居住地を管轄する[※]ハローワークで職業相談を受けて確認してください。

(2) 雇用保険に加入していない場合など、雇用保険を受給されていない方で、一定の要件を満たし、ハローワーク所長の支援指示を受けて公共職業訓練を受講する方については、「求職者支援制度」による「職業訓練受講給付金」が支給される場合があります。

◆詳しくは、居住地を管轄する[※]ハローワークの窓口でお尋ねください。

(3) 新規学卒予定(中学校、高等学校、特別支援学校)の方については、一定の要件を満たすと、「求職者支援制度」による「職業訓練受講給付金」が支給される場合があります。

◆必ず事前に学校を通じて、学校所在地を管轄する[※]ハローワークの窓口でお尋ねください。

(4) 公共交通機関の通学定期が適用されます(一部の交通機関を除く)。

※奈良県内のハローワークについては裏表紙参照



4 就職に向けて

(1) 訓練生は「就職」という目標を目指し、当校全体でおおむね 9 割程度の就職率を達成しています！

(2) 充実した資格試験対策指導を行っています！

職業訓練の期間が 1 年間であることを生かし、各専門分野で重視される資格試験合格を目指して、充実した年間カリキュラムを組んでいます。

(3) ハローワークと密接に連携しています！

(4) 当校の職員が皆さんの就職活動をサポートします！

独自の情報収集により、皆さんの希望・技能・適性などから求人就職のマッチングを行います。休憩時間には、就職支援室で気軽に求人検索ができます。

(5) キャリアコンサルティング(個別懇談)を実施します！

(6) 各種セミナーを開催します！

就職活動支援、起業支援、職場実習スキルアップ、メンタルヘルスなど。

(7) 求人情報の提供、企業事業所見学、職場実習、各種イベントの案内を実施します！



5 応募の流れ

一般の方

- ・就職を希望される方。
- ※ 令和7年3月までに離職予定、または、大学や専門学校等を卒業・退校予定の方なども対象となります。

新規学卒予定の方

- ・令和7年3月に中学校、高等学校を卒業予定で就職を希望される方。
- ※ 大学や専門学校を卒業予定の方は左の「一般の方」に該当します。

知的障がいをお持ちの方

「ワークチャレンジ科」
→ P14

ハローワークで職業相談

- ・居住地を管轄するハローワークで求職登録し職業相談を受けてください。応募については、ハローワークの指示に従ってください。
- ※ 入校に際しハローワーク所長の推薦または指示が必要です。

在-schoolで進路指導

- ※ P9「3.職業訓練期間中における援護措置(3)」の要件を満たすかどうかの確認は、進路指導担当の先生経由でハローワークに依頼してください。



施設見学会に参加し、各科の担当者から職業訓練内容について説明を受け、応募を検討してください。

入校応募書類の提出

- ・応募書類
「入校願書」
「志望動機等記入票」

- ・提出先
居住地を管轄するハローワーク(郵送や代理人の持参は不可)



- ・応募書類(中学校卒業予定)
「入校願書」
「志望動機等記入票」
「職業相談票[乙]」
- ・応募書類(高等学校卒業予定)
「入校願書」
「志望動機等記入票」
「調査書」(近畿高等学校統一応募用紙その3)

- ※ 「職業相談票[乙]」の様式は次の URL に掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/d1/saiyo-04.pdf>
(備考)職業相談票[乙]様式下欄の安定所記載欄、担当者印、安定所の受付番号、受付印は記載不要です。

- ・提出先
当校(郵送や代理人の持参は不可)。

応募書類提出時、それぞれの窓口で「入校願書」の下部を切り離れた「入校願書受付票」を受け取ってください。「入学願書受付票」は受験票と引換えの際必要となりますので、大切に保管し入校選考当日に持参してください。

入校選考

- ※ 入校選考や職業訓練において、障がい等による合理的配慮を必要とされる方は応募前に当校へお申し出ください。

応募要領 「一般の方」および「新規学卒予定の方」(ワークチャレンジ科を除く)

○ITシステム科 ○家具工芸科 ○建築科 ○設備・建物管理科
○服飾ビジネス科 ○オフィスビジネス科 ○造園技術科

※ 奈良県外のハローワーク職員の皆様へ(お願い)

- ・応募書類の受理と引き換えに、入校願書下部の「入校願書受付票」へ、受付印(貴安定所名と受理日付がわかるもの)を押印した上で、切り離して応募者にお渡してください。
- ・受理していただいた「入校願書」と「志望動機等記入票」は、入校願書の公共職業安定所記入欄に必要事項を追記および受付印を押印の上、特定記録郵便など追跡のできる方法で当校宛郵送をお願いします。
- ・「入校願書」を受理された場合、お手数をおかけして申し訳ありませんが、当校へ受理した旨の電話連絡の一報をお願いします。

6 施設見学会の開催 (ワークチャレンジ科(知的障がいのある方向けのコース)は P14参照)

当校が実施する職業訓練の内容についてご理解いただくため、施設見学会を開催します。施設見学会では、全体説明の後、応募を検討中の科の見学(2科まで見学可能)を担当者が説明を行います。個別に相談や質問をすることも可能です。事前申込不要ですのでお気軽にお越しください。

開催日により、開始時間(午前・午後)が異なります。午前は9時40分、午後は13時40分から開始しますので、時間までに受付を済ませてください。

令和6年11月	26日(火)午後
12月	4日(水)午後、11日(水)午後、18日(水)午前
令和7年 1月	8日(水)午後、22日(水)午後、29日(水)午後
2月	10日(月)午後、19日(水)午前、27日(木)午後
3月	5日(水)午前



※ 上記以外、事前に電話で見学可能な日時をお問い合わせの上お越しいただくことも可能です。

※ 必ず、前日に当校 HP で開催状況を確認のうえ、ご来校ください。

7 入校選考の詳細について (ワークチャレンジ科(知的障がいのある方向けのコース)は P14、15参照)

(1) 入校選考の方法について

一般職業適性検査(筆記)と面接による総合評価で合否を決定します。面接は15分程度で、知識・技能・技術の習得意欲、就労意欲、職業能力開発の必要性などについてお聞きします。なお、応募者数が募集定員より少ない場合でも、総合評価で不合格になることがあります。

(2) 募集期間

計 3 回の募集を行います。ただし、第1回募集以降、定員の充足状況により、第2回・第3回募集を実施しない科もあります。募集科・日程についての最新の情報は、県内ハローワーク窓口や当校ホームページでご確認ください。

第1 回募集期間

12月16日(月)～1月31日(金)

第2 回募集期間

2月4日(火)～2月19日(水)
募集を実施しない科あり

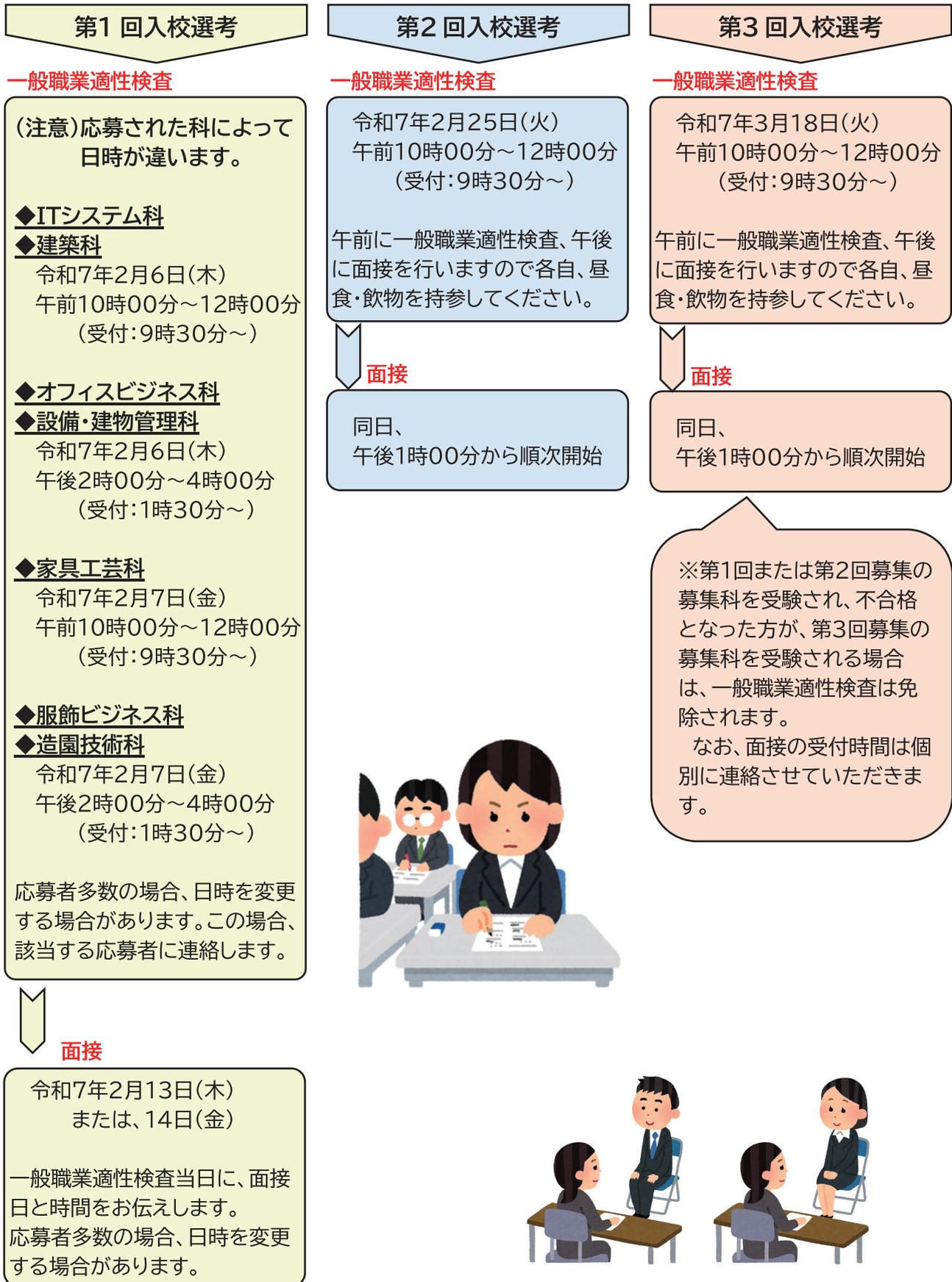
第3 回募集期間

2月28日(金)～3月12日(水)
募集を実施しない科あり

応募要領 「一般の方」および「新規学卒予定の方」(ワークチャレンジ科を除く)
○ITシステム科 ○家具工芸科 ○建築科 ○設備・建物管理科
○服飾ビジネス科 ○オフィスビジネス科 ○造園技術科

(3) 入校選考の日時

(第1回および第2回募集の入校選考試験を連続して受験することはできません。)



応募要領「一般の方」および「新規卒予定の方」(ワークチャレンジ科を除く)

○ITシステム科 ○家具工芸科 ○建築科 ○設備・建物管理科
○服飾ビジネス科 ○オフィスビジネス科 ○造園技術科

(4) 入校選考日の注意事項

- 一般職業適性検査当日の持ち物: **入校願書受付票**(応募書類提出時、受付で手渡された入校願書の下部)、**筆記用具**(シャープペンシル、鉛筆)、**110円分の切手**(合否通知送付用)、**上履き**
- ・各回募集とも入校選考会場は**当校**です(裏表紙の地図をご確認ください)。
 - ・一般職業適性検査の開始時刻に遅刻された方は受験できません。失格となります。
 - ・一般職業適性検査では、携帯電話、電卓、計算機能付き時計の使用を禁止します。
 - ・**自動車、バイクで当校に乗り入れることを禁止します**。公共交通機関を利用してください。当校周辺は、**駐車禁止**です。
 - ・入校選考を辞退される方は、必ず入校選考日の前日までに当校へ電話などで連絡してください。



(5) 合格発表について

第1回入校選考 合格発表日
令和7年2月21日(金)

第2回入校選考 合格発表日
令和7年2月28日(金)

第3回入校選考 合格発表日
令和7年3月21日(金)

- ・合格発表当日の午後1時(予定)に、当校ホームページに合格者の受験番号を掲載します。(合否については、必ず郵送による合否通知書で確認してください)
- ・合格発表当日、合否通知書を本人宛に郵送します。
(自宅への到着は、郵便事情によりますのでご了解ください)
- ・新規学卒者の合否は、在学する学校にも通知します。
- ・一般求職者の合否は、管轄のハローワークにも通知します。
- ・電話による合否の問い合わせには、一切応じません。



(6) 入校手続きについて

第1回入校選考 入校手続き日
令和7年2月28日(金)

第2回入校選考 入校手続き日
令和7年3月7日(金)

第3回入校選考 入校手続き日
令和7年3月25日(火)

- ・入校手続きについての詳細は合格通知書に記載しています。
- ・合格通知書送付時に当校所定の「健康に関する申告書」及び「調査票」の用紙を同封しますので、記入のうえ入校手続き日に提出してください。
- ・入校手続き日に作業服の採寸を行います(家具工芸科、建築科、設備・建物管理科、造園技術科)。
- ・入校手続き日に、職業訓練に必要な実費(P9「2 必要な費用」参照)として、自己負担金を一括納付してください。各科の自己負担金は次のとおりです(資格試験等、自己負担金が追加が必要な場合があります)。

募集科	入校時自己負担金	募集科	入校時自己負担金
ITシステム科	65,000円	服飾ビジネス科	65,000円
家具工芸科	120,000円	オフィスビジネス科	60,000円
建築科	100,000円	造園技術科	80,000円
設備・建物管理科	65,000円		

応募要領 「一般の方」および「新規学卒予定の方」(ワークチャレンジ科を除く)

○ITシステム科 ○家具工芸科 ○建築科 ○設備・建物管理科
○服飾ビジネス科 ○オフィスビジネス科 ○造園技術科

8 ワークチャレンジ科 応募要領(知的障がいのある方向けのコース)

(1) 応募要件(下記4項目をすべて満たすこと)

- ・「療育手帳」もしくは「障害者職業センター所長が発行する判定書」を所持している方
- ・中学校を卒業された方、または、令和7年3月までに中学校を卒業予定の方
- ・企業での就労に意欲がある方
- ・**応募前に当校で体験訓練を2日以上受講した方**

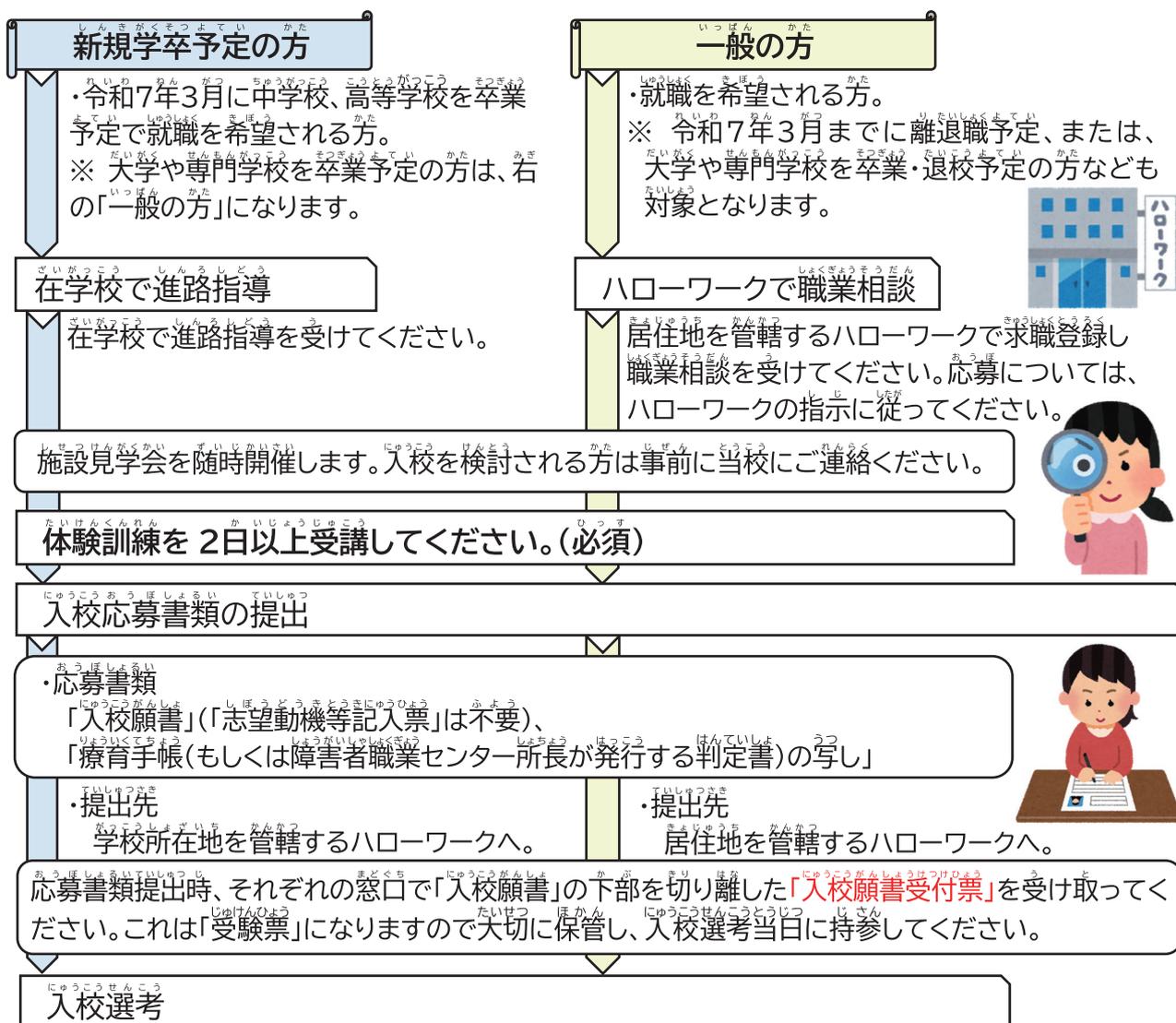


※体験訓練は、入校を希望される方に当校でどのような職業訓練をするのか理解を深めていただくとともに、予備評価として訓練適応力を見るために実施します。

(2) 入校選考について

体験訓練(予備評価)、作業試験・適性検査、および、面接による総合評価で合否を決定します。なお、応募者数が募集定員より少ない場合でも、総合評価で不合格になることがあります。

(3) 応募の流れ



（知的障がいのある方向けのコース）
応募要領 ワークチャレンジ科

(4) 応募日程および詳細について

計3回募集を行います。ただし、第1回募集以降、定員の充足状況により、第2回・第3回募集を行わない場合もあります。募集の有無についての最新の情報は、県内ハローワーク窓口や当校ホームページでご確認ください。

行事やセミナー

訓練期間: 令和7年4月7日 ~ 令和8年3月24日

1 学期

2 学期

3 学期

令和7年4月7日~

・入校式

[夏季休校日]
7月下旬~8月中旬

[冬季休校日]
12月下旬~1月初旬 ~令和8年3月24日

・専門校展 ・修了式

・キャリアコンサルティング(ジョブ・カードを用いて各科別・訓練生ごとに行う就職面談です。)

・就職活動支援セミナー(就活に必要な知識・スキルを学びます。)

※全員受講のもの(必修)と希望者受講のもの(セレクト)があります。

・起業支援セミナー(起業を考えている人が必要な知識・スキルを学びます。)

・職場実習スキルアップセミナー(職場実習に参加する人向けです。)

・メンタルヘルスセミナー(就業へのモチベーション向上を図ります。)



休校日: 土・日・祝日、創立記念日 他
訓練時間: 8時50分~16時10分



入校式



セミナー



専門校展

高等技術専門校修了生の活動紹介

緑友会 (造園技術科修了生)

緑を愛し、緑が緑で、気の合った友が集まって平成14年11月に設立(会員数120名)

会の目的

- 造園技術科で習得した技術と知識や経験を生かし、歴史ある奈良を中心に景観の保全に貢献する (Volunteer)
- 会員相互の厚誼を深め、豊かな生活の実現を目指す (Friendship)
- 会員の造園技術の向上、就業機会の増加を図る (Technique)

主な活動

- 油阪公園等での景観保全活動
- 天理、西の京で古都法買入地景観形成事業に参加して里地里山づくり
- 剪定技術研修会、刃砥ぎ研修会の開催

主な受賞

- 平成27年11月「第6回あしたのなら」奈良県知事表彰
- 令和4年5月「第33回みどりの愛護功労者」国土交通大臣表彰



起業ネットワーク (家具工芸科修了生)

奈良県内を中心に起業・独立した方たちのネットワーク

主な活動

- 家具工房作家による家具、小物展示会
- 技術講習会(家具製作技術向上のための勉強会)



お問い合わせ・ご相談



電話 0745-44-0565

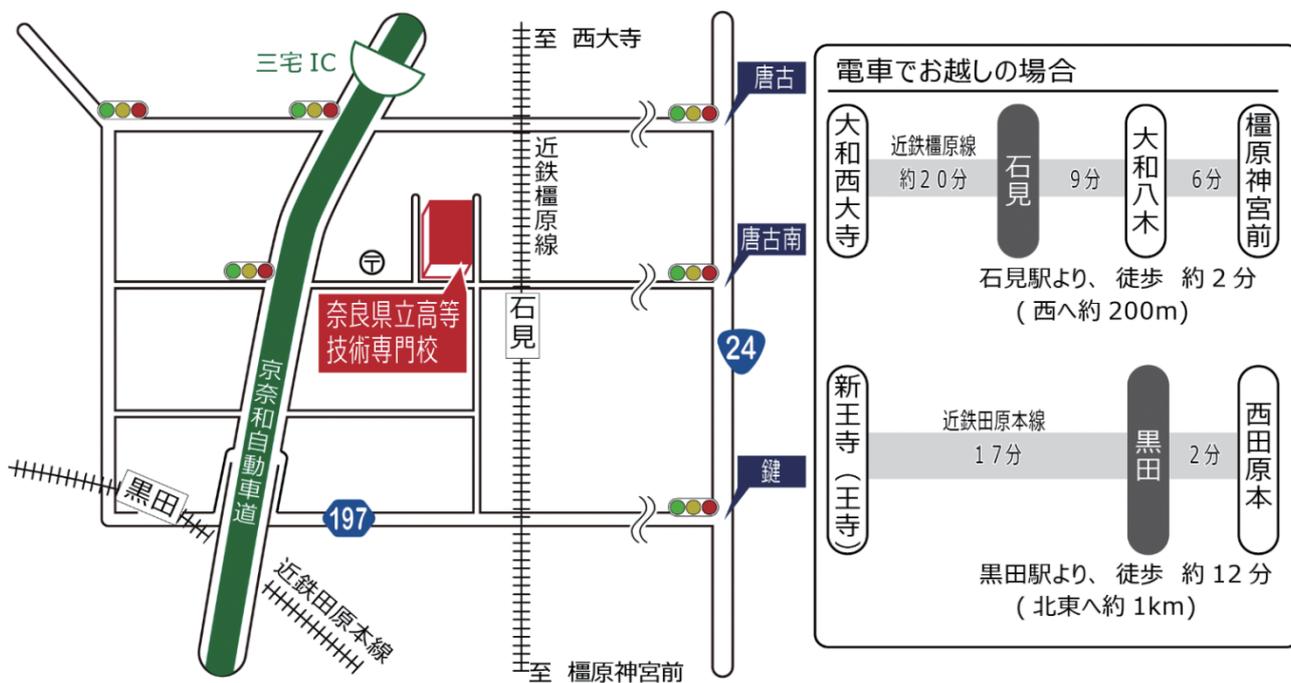
奈良県立高等技術専門校

〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見 440
 FAX: 0745-44-1057
 URL: <https://www.pref.nara.jp/1755.htm>



募集案内 HP

アクセスマップ



機関名	電話	管轄区域
奈良県人材・雇用政策課	0742-27-8834	
ハローワーク奈良	0742-36-1601	奈良市・天理市・生駒市・山辺郡
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高市郡・北葛城郡
ハローワーク桜井	0744-45-0112	桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡・吉野郡のうち東吉野村
ハローワーク下市	0747-52-3867	五條・吉野郡（東吉野村を除く）
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	大和郡山市・生駒郡